

鹿児島市移住支援金に関するQ&A（令和5年12月1日版）

	質問	回答	備考
1	移住支援金はどのような制度ですか。	U・I・Jターンによる就業・起業者の創出を図るため、東京23区の在住者または23区への通勤者が、鹿児島市内に移住し、中小企業等に就業・起業またはテレワークを行っている場合に、移住支援金を支給します。	
2	移住支援金が支給される人数には上限がありますか。	上限はありません。 ※ただし、予算の状況により、年度の途中で申請受付を終了する場合があります。	
3	子育て加算について教えてください。	令和5年4月1日以降に18歳未満の子ども同伴で転入した場合に、子ども1名につき最大100万円を加算します。 また、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、18歳未満の子ども同伴で転入した場合は、子ども1名につき最大30万円を加算します。 ※ただし、予算の状況により、支給金額が変更になる可能性があります。	令和5年4月1日 変更
4	子育て加算の要件である18歳未満の世帯員とは、どの時点の年齢で判断しますか。	申請日が属する年度の4月1日時点の年齢で判断いたします。	
5	18歳未満の世帯員の続柄に要件はありますか。	申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象外となります。	

鹿児島市移住支援金に関するQ&A（令和5年12月1日版）

6	子育て加算について、1世帯あたりの加算可能な世帯員の上限はありますか。	上限はありません。 ※ただし、予算の状況により、支給金額が変更になる可能性があります。	
7	申請期限はありますか。	転入後1年以内に申請する必要があります。 また、各年度の2月15日までに申請する必要があります。	令和5年6月23日 変更
8	移住支援金の使途に制限はありますか。	特に制限はありません。	
9	移住支援金をもらったあと、鹿児島市から転出することになった場合、返還が必要ですか。	申請日から3年未満に本市から転出した場合は、全額を返還していただく必要があります。申請日から3年以上5年以内に転出した場合は、半額を返還していただく必要があります。	
10	移住後に就職する場合、就業先の条件はありますか。	移住支援金対象として、かごJobに求人を掲載している企業である必要があります。 かごJob： https://www.kagojob.jp/ ただし、「関係人口」の要件に該当する場合は、かごJobへの求人掲載企業以外の企業であっても対象となる場合があります。（令和5年4月以降に転入した方が対象）	令和5年4月1日 変更
11	かごJob以外の手段で移住支援金対象企業に就職した場合は、移住支援金の対象外ですか。	かごJobを通して応募していない場合も、移住支援金の対象求人としてかごJobに情報が掲載されていれば、対象になります。	

鹿児島市移住支援金に関するQ&A（令和5年12月1日版）

12	移住支援金対象外の企業に就職した後、移住支援金対象の企業に転職した場合、申請可能ですか。	移住支援金申請時に、対象企業への就職日以降かつ転入日から1年以内であれば、支援金の対象となります。 ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、対象企業への就職から3か月経過後かつ転入日から1年以内の期間が対象となります。	令和5年6月23日 変更
13	移住後にかごJobを通して就職した企業を退職した場合、移住支援金の返還が必要ですか。	移住支援金の申請日から1年以内に退職した場合、支援金の全額を返還していただく必要があります。	
14	夫婦ともに支援金の対象となりますが、それぞれで申請可能ですか。	移住支援金の交付申請は、同一世帯において1回限りです。	
15	個人事業主の場合は申請可能ですか。	個人事業主の方も対象となる可能性があります。移住前と移住後で業務を引き続きテレワークで行っていることがわかる書類（業務委託契約書の写し等）の提出が必要です。詳しくは雇用推進課（099-216-1325）までお問い合わせください。	令和5年4月1日 変更
16	転勤による移住の場合は、対象になりますか。	所属先の企業の命令による転勤は対象になりません。	
17	起業の場合、どのような職種が対象になりますか。	起業の場合は、鹿児島県が実施する起業支援金の認定が必要となります。起業支援金につきましては、鹿児島県産業人材確保・移住促進課（099-286-2990）へお問合せください。	

鹿児島市移住支援金に関するQ&A（令和5年12月1日版）

18	以前、鹿児島市に居住していたことがあり、移住後、鹿児島市での就業を考えているのですが、対象になりますか。	<p>(ア)及び(イ)に該当し、かつ(ウ)から(キ)のいずれかに該当し、就業に関する要件を満たしていれば、対象となります。</p> <p>(ア) 「かごしま市JUI倶楽部」の会員である (イ) 町内会活動や地域コミュニティ活動に参加する意思を有する (ウ) 移住前に本市に居住したことがある (エ) 移住前に本市に所在する学校に通学したことがある (オ) 移住前に本市に所在する事業所で勤務したことがある (カ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがある (キ) 本市が主催する移住希望者を対象とした本人参加型のイベントに参加したことがある</p>	令和5年4月1日追加
19	「関係人口」の就業先に関する要件について教えてください。	<p>勤務地が鹿児島県内にある、3親等以内の親族が代表者、取締役等を務める法人への就業ではない、勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約である、などの要件があります。</p> <p>詳しくは、市ホームページでご確認ください。</p>	令和5年4月1日追加
20	本移住支援金は、確定申告が必要ですか。	<p>移住支援金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第34条に規定される一時所得に該当します。</p> <p>受給金額やご自身の収入状況により、確定申告が必要になる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p> <p>（参考）鹿児島税務署 099-255-8111</p>	令和5年6月26日追加